

# 訪問看護 重要事項説明書

(医療保険用)

サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

## 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	公益財団法人 日産厚生会
主たる事務所の所在地	〒158-0095 東京都世田谷区瀬田4丁目8番1号
代表者（職名・氏名）	理事長 和田 義明
設立年月日	昭和23年5月25日
電話番号	03-3700-2041

## 2. 事業所の概要

事業所の名称	厚生園訪問看護ステーション	
サービスの種類	訪問看護	
事業所の所在地	〒285-0025 千葉県佐倉市鏑木町320	
電話番号	043-483-1931	
指定年月日・事業所番号	平成10年3月24日指定	4290011
管理者の氏名	原 恵美	
通常の事業の実施地域	佐倉市・四街道市・八街市・酒々井町・成田市・富里市・印西市（概ね半径10km未満の区域）	

## 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	健康保険法その他関係法令及び本契約に従い、利用者に対して看護のサービスを提供し、居宅において利用者が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるように支援することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、健康保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者個々の主体性を尊重し、適切なサービスの提供に努めます。

## 4. 提供するサービスの内容

訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、看護師、准看護師、理学療法士(以下「訪問看護職員」といいます。)がそのお宅に訪問して必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

## 5. 営業日時

月曜日～金曜日	8時30分～17時00分
土曜日	8時30分～12時00分

※国民の祝日（振替休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。

## 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常 勤 3名以上
理学療法士等	常 勤 1名以上

## 7. 利用料

①利用者の方にお支払いいただく利用者負担金は、医療保険各法の法定利用料に基づく金額です。利用者負担金は、お手持ちの被保険者証、公費負担医療制度の適用の有無等により異なります。

②難病法に基づく医療費助成制度を受けている利用者においては、自己負担額計算のため当月の最終訪問日に自己負担上限額管理票をご提示ください。写真またはコピーをとらせていただきます。

## 8. キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合、またはキャンセルの連絡がなく訪問し不在等でサービスの提供が出来なかった場合、以下のとおりキャンセル料をいただきます。

ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の当日	1, 100円

(注) 利用予定日の前日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

## 9. お支払い方法

原則、口座振替となります。毎月末締めとし、翌月 27 日口座より引き落としとなります。また、月初めに請求書をお渡しいたします。

## 10. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する委員会を設置し、責任者を選定しています。  
担当：虐待防止委員会 責任者 原 恵美
- (2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するため、職員の質の向上を図るための研修を定期的実施します。
- (3) サービス提供中に該当事業所従業者または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待をうけたと思われる利用者を発見した場合、管理者の判断により、速やかに市町村に通報します。また、必要時は警察への通報も行います。

## 11. 感染対策について

- (1) 職員の清潔の保持及び健康維持について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 感染予防を適切に実施するための委員会を設置し、担当者を選任しています。  
担当：感染対策委員会 担当者 原 恵美
- (4) 従業者に対し感染症等に関する知識を習得させ、必要な教育を継続的に行うための研修を定期的実施します。

## 1 2. 災害対策及び事業継続計画（BCP）の策定について

感染症や非常災害時において、サービスの提供をできるだけ継続的に実施するため又は早期に再開するための計画を策定し、必要な措置を講じます。

- (1) 業務継続を図るための対策を検討する委員会を設置し、担当者を選任しています。  
担当：業務継続計画委員会 責任者 原 恵美
- (2) 従業者に対し、業務継続計画の内容について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施します。

## 1 3. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄） 電話番号	

## 1 4. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 1 5. 苦情相談窓口

利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることが出来ます。

当事業所の相談・苦情窓口	窓口責任者	管理者：原 恵美
	ご連絡先	電話：043-483-1931 FAX：043-483-1923
	ご利用時間	月曜日～金曜日 8:30～17:00 土曜日 8:30～12:00 ※12月29日～1月3日及び国民の休日を除く

## 1 6. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
  - ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
  - ・買い物や炊事・掃除等の家事
- (2) 看護ケアに必要とされるケア用品（保湿クリーム、使い捨て手袋等）については初回のみ当ステーションで提供をいたしますが、2回目以降はご家庭で準備をお願いします。
- (3) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りさせていただきます。
- (4) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに当事業所の担当者へご連絡ください。
- (5) 保険証等について、初回利用時、保険証等の変更時に確認及び複写をさせていただきます。
- (6) 交通事情等により予定時刻に遅れる場合があります。その際30分以上の遅延が予測される場合は、お電話にてご連絡させていただきますので宜しくお願いいたします。

私は、事業者から「重要事項説明書」により訪問看護について説明を受け、同意しました。  
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

令和 年 月 日

利用者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

代理人 (利用者との関係 )

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、別紙のとおり重要事項を説明しました。

事 業 者 所在地 千葉県佐倉市鎗木町 320

名 称 厚生園訪問看護ステーション

説明者氏名 \_\_\_\_\_

## 料 金 表 (令和 6 年 6 月改定)

### 【基本利用料】

区 分		料 金
訪問看護基本療養費 (Ⅰ)	週 3 日目まで	5, 5 5 0 円
	週 4 日目以降	6, 5 5 0 円
訪問看護基本療養費 (Ⅱ) (同一建物居住者)	①同一日に 2 人 【週 3 日目まで】	5, 5 5 0 円
		【週 4 日目以降】
	②同一日に 3 人以上 【週 3 日目まで】	2, 7 8 0 円
		【週 4 日目以降】
訪問看護基本療養費 (Ⅲ)	外泊中の訪問看護	8, 5 0 0 円
専門の研修を受けた看護師による訪問	悪性腫瘍または褥瘡、人工肛門及び人工膀胱の利用者	1 2, 8 5 0 円
訪問看護管理療養費	月の初日	7, 6 7 0 円
	月の 2 日目以降	3, 0 0 0 円
訪問看護ベースアップ評価料加算	医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合	7 8 0 円
訪問看護医療DX情報活用加算	電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行う場合	5 0 円

【基本利用料加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類		料 金
難病等複数回訪問加算	1 日 2 回	4, 5 0 0 円
	1 日 3 回以上	8, 0 0 0 円
緊急訪問看護加算	主治医の指示を受けて緊急の訪問看護を行った場合	2, 6 5 0 円
夜間・早朝訪問看護加算、 深夜訪問看護加算	夜間 (18時～22時)、早朝 (6時～8時)	2, 1 0 0 円
	深夜 (22時～翌朝6時)	4, 2 0 0 円
複数名訪問看護加算	同時に複数の看護師等による訪問看護が必要な者として厚生労働大臣が定める利用者 (週に 1～3 日)	正看 4, 5 0 0 円 准看 3, 8 0 0 円 看護補助者 3, 0 0 0 円
長時間訪問看護加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対して、1 回の訪問看護が 9 0 分を超えた場合 (週に 3 回を限度)	5, 2 0 0 円
2 4 時間対応体制加算	電話等で看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、必要に応じて緊急の訪問看護を行なうことが出来る体制	6, 8 0 0 円
特別管理加算 (重症度高)	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合 (1 月につき)	5, 0 0 0 円
特別管理加算		2, 5 0 0 円
乳幼児加算/幼児加算	3 歳未満の乳幼児または 3 歳以上 6 歳未満の幼児に対し訪問看護を行なった場合	1, 5 0 0 円

退院時共同指導加算	主治医の所属する保険医療機関または介護老人保健施設の職員と共同で療養上の指導を行なった場合	8,000円
特別管理指導加算	退院後、特別な管理が必要な者に対して、退院時共同指導を行なった場合に、退院時共同指導加算に追加して加算	2,000円
退院支援指導加算（Ⅰ）	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者および退院当日の訪問看護が必要であると認められた者が退院する日に在宅での療養上の指導を行なった場合 （Ⅱ）1回又複数回合計90分以上	6,000円
退院支援指導加算（Ⅱ）		8,400円
訪問看護情報提供療養費	利用者の居住地を管轄する市町村等に対して訪問看護の状況を示す文書を添えて、保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合	1,500円
訪問看護ターミナルケア療養費	在宅で死亡した利用者（ターミナルケアを行なった後、24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む）の死亡日および死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合（当該月につき）	25,000円
専門管理加算	専門の研修を受けた看護師が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	2,500円

※ 自己負担額は1割から3割まで年齢等により異なります。

注 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

※ 24時間対応体制加算は希望制となっております。いずれかに○をして下さい。

希望する・希望しない

【その他の利用料】 上記基本利用料に加算されます。

区 分		料 金	
差額費用	休日の訪問看護	5,500円	
	土曜日午後の訪問看護	1,650円	
実費負担	交通費	10km未満	無 料
		10km以上	1,100円
		以降1km毎に	110円
	ご遺体のケア料	11,000円	